

受理官庁 CO	商工監督局 (コロンビア)	附属書 C CO
右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁	コロンビア	
国際出願の作成に用いることができる言語	スペイン語 ¹	
願書の提出に用いることができる言語	スペイン語	
紙形式について受理官庁が要求する部数	2	
受理官庁は電子形式による国際出願を認めるか？ ^{2, 3, 4}	認める。受理官庁はePCT出願による電子出願を認める。	
受理官庁は優先権の回復請求を認めるか（PCT規則26の2.3）？	認めない	
管轄国際調査機関	オーストリア特許庁，欧州特許庁，連邦知的所有権行政局（Rospatent）（ロシア連邦），韓国知的所有権庁，国立工業所有権機関（ブラジル），国立工業所有権機関（チリ）又はスペイン特許商標庁	
管轄国際予備審査機関	オーストリア特許庁，欧州特許庁 ⁵ ，連邦知的所有権行政局（Rospatent）（ロシア連邦），韓国知的所有権庁，国立工業所有権機関（ブラジル），国立工業所有権機関（チリ） ⁶ 又はスペイン特許商標庁	

[次頁に続く]

- 出願人は、選択した管轄国際調査機関によって、対応する言語による翻訳文（附属書D参照）を提出しなければならない場合がある（PCT規則12.3）。
- 国際出願が、実施細則第7部及び附属書Fの規定に従い、その範囲内で電子形式によって行われている場合には、国際出願手数料の総額は減額される（「受理官庁に支払うべき手数料」参照）。
- 国際出願に、明細書と別個の部分として配列リストが含まれている場合には、実施細則附属書Cに従い、すなわち、WIPO標準ST.25テキスト形式に適合したものを提出することが望ましい。この形式で配列リストを提出すれば追加手数料は不要である。ただし、この配列リストを画像ファイル形式（PDFなど）で提出した場合には、各頁につき手数料を支払う（2009年5月14日付公示（PCT公報）79頁参照）。
- 関連する受理官庁の通告については、2015年11月19日付公示（PCT公報）184頁以降参照。
- この官庁は、国際調査を同官庁、オーストリア特許庁若しくはスペイン特許商標庁が実施する（又は実施した）場合に限り、管轄する。
- この官庁は、国際調査を同官庁が実施する（又は実施した）場合に限り、管轄する。

C O	商工監督局（コロンビア）（続き）	C O
受理官庁に支払うべき手数料	通貨：コロンビア・ペソ（COP）	
送付手数料	<ul style="list-style-type: none"> － 電子出願： COP 400,000 － 紙形式の出願： COP 480,000 	
国際出願手数料 ⁷	1,330 スイス・フランに相当する COP の額	
30枚を超える1枚ごとの手数料 ⁷	15 スイス・フランに相当する COP の額	
減額（手数料表第4項に基づく）：		
電子出願 （文字コード形式による願書）	200 スイス・フランに相当する COP の額	
電子出願 （文字コード形式による願書， 明細書，請求の範囲及び要約）	300 スイス・フランに相当する COP の額	
調査手数料	附属書D（AT），（BR），（CL），（EP），（ES），（KR） 又は（RU）参照	
優先権書類の手数料	情報は現在準備中 ⁸	
受理官庁は代理人を要求するか？	不要，出願人がコロンビアに居住している場合 要，出願人がコロンビアの非居住者である場合	
誰が代理人として行為できるか？	コロンビアで登録された代理人	

⁷ この手数料は、一定の条件が適用される場合に90%減額される（附属書C（IB）参照）。

⁸ 適用される通貨及び手数料の額については、受理官庁又は代理人へ問い合わせること。